

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28. 3. 23 第 190 回国会第 8 号

3 月 23 日（水）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、竹内厚生労働副大臣、黄川田外務大臣政務官、太田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民維ク、公明、共産、おおさか、結集）

（質疑者及び主な質疑内容）

村井英樹君（自民）

- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給者数は、どのように推移しているのか。
- ・厚生労働省は、受給対象者の高齢化が進む中、給付金の周知についてどのように取り組んでいるのか。
- ・戦没者の遺骨収集帰還事業について、政府は平成36年度までの集中実施期間中にどのように取り組む考えであるか伺いたい。

角田秀穂君（公明）

- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給方法を今回の法改正により 5 年償還の国債を 2 回交付に変更する理由は何か。
- ・戦没者の遺骨が確実に収集されるために民間との連携を含めた情報収集を進めるべきではないか。
- ・戦没者の遺骨の DNA のデータベース化に向けた検討状況はどうなっているのか。

岡本充功君（民維ク）

- ・厚生労働省設置法の援護の対象は、第二次世界大戦の戦傷病者・戦没者遺族等に限られないと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・殉職自衛官の遺族に対する援護を行う行政機関を明確にすべきではないか。
- ・国連憲章の規定による自衛権の行使によって亡くなった者を戦死者と呼ぶのか、外務省の見解を伺いたい。

初鹿明博君（民維ク）

- ・受給対象者の死亡により相続される国債の交付という支給方法は、特別の慰藉という制度の趣旨に鑑みて適切でないのではないかと。
- ・平成 8 年度に交付した国債の未償還額及び未償還率とともに国債が未償還となっている理由について伺いたい。
- ・高齢となった戦傷病者等の妻が金融機関に向かうことは困難な場合もあることから、金融機関への振込等にして、特別給付金が確実に本人に渡るようにすべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

井坂信彦君（民維ク）

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、弔慰金の請求から国債交付までの期間を短縮するため、どのような取組を行ったのか。
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、給付金の請求から国債交付までの期間の短縮に向けた厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・昨年の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法改正時に検討するとしていた時効失権の防止のための取組について伺いたい。

堀内照文君（共産）

- ・現在の新しい原爆症認定基準は司法と行政の乖離を埋めるものとして十分機能していないのではないかと。
- ・原爆症認定すべきとした地裁判決に対し、なぜ国は控訴を続けるのか伺いたい。
- ・全ての被爆者に健康管理手当相当の給付金を支給すべき等とする日本原水爆被害者団体協議会の提言を踏まえ、原爆症の認定行政を抜本的に見直すべきでないかと。

2 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第189回国会衆法第40号）（参議院送付）

- ・ 提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民維ク、公明、共産、おおさか、結集）